

第一章 総則

第1条

本会は、此花工業会女性部会と称す。

第2条

本会の事務局は(此花区朝日2丁目18番8号)一般社団法人此花工業会内に置く。

第二章 目的及事業

第3条

本女性部会は会員企業の女性の教養を高め相互の親睦と企業の発展を図ることを目的とする。

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) トップレディーとして必要な産業事情の把握、企業経営に関する研究会、講習講和会の開催。
- (2) 視野を広めるため視察見学会を行う。
- (3) 会員相互の親睦を図るため旅行、映画等の鑑賞会、スポーツ等を行う。
- (4) その他女性部会の目的達成に必要と思われる事業。

第三章 会計

第5条

本会の経費は会費、補助金、その他をもって賄う。

第6条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第四章 会員

第7条

本会の会員は一般社団法人此花工業会の会員企業の女性をもって組織する。

第8条

会員は本総会に於いて定めた会費を納入しなければならない。但し、必要ある場合は臨時会費を徴収することができる。

- (1) 会費は1ヶ月1,000円とする。
- (2) 新入会員は入会金1,000円を納入することとする。

第9条

会員の資格はつぎの理由によって消滅する。

- (1) 第7条の資格喪失。
- (2) 理由なくして3ヶ月以上の会費の滞納。

第10条

会員が本会を脱会した時は、既納の会費及び入会金は、いかなる理由に於いても払戻しない。

第五章 役員

第11条

本会につきの役員を置く。

理事 若干名

理事は総会に於いて会員の互選により選出する。

理事は互選をもって会長1名を選任し、会長は理事の中より副会長2名を選任する。

総務、会計、会計監査は理事の互選にする。

第12条

前条の役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

第13条

本会に顧問、相談役を置くことができる。

顧問、相談役の任期は理事と同じくする。

第六章 会議

第14条

(1) 会議は、総会、理事会とし、会長がこれを招集する。

(2) 本会の総会の議長は会長がこれを行う。

第七章 慶弔内規

第15条

本会会員並びにその家族に慶弔慰があるときは、この内規により処理する。この内規により難きものについては、理事会において協議する。

これらの経費は本会より支出する。

(1) 本人又は、配偶者が死亡の時は香典又は楮1対(5,000円)を贈り、会葬する。

第八章 附則

第16条

この会則は平成4年4月1日より実施する。

この会則は平成8年6月18日より実施する。